

五戸町PRキャラクターイラスト等の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、五戸町PRキャラクター「おんこちゃん」等のイラスト等の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「イラスト等」とは、別記1に定める「おんこちゃん」、「シロ」、「オンコノミーズ」等のイラスト、別記2に定める「五戸のおんこちゃん」文字イラスト及びそれらから制作した立体物をいう。

(利用の範囲)

第3条 イラスト等は、その利用に関し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き利用することができる。

- (1) 町及び町民活動の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、思想及び宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (5) その他町長が不適当な利用と認めたとき。

(利用承認申請)

第4条 イラスト等の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、五戸町PRキャラクターイラスト等利用承認申請書（様式第1号。以下「利用承認申請書」という。）に必要な書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請の手続きを省略し、利用することができる。

- (1) 町が業務のために利用するとき。
- (2) 町立の小学校及び中学校が教育の目的で利用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で利用するとき。
- (4) 著作権法（昭和45年法律第48号）第30条に規定する私的利用を目的とするとき。
- (5) その他町長が適当と認めたとき。

(利用承認等)

第5条 町長は、前条の規定により利用承認申請書の提出があったときは、その内容に

ついて審査を行い、利用の承認又は不承認を決定し、五戸町PRキャラクターイラスト等利用（変更）承認（不承認）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により利用を承認する場合において、町長は利用条件を付することができる。

（利用料）

第6条 イラスト等の利用料は、当分の間、無料とする。

（利用上の遵守事項）

第7条 イラスト等の利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）利用承認を受けた内容にのみ利用し、町長が付した条件に従うこと。

（2）利用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

（3）イラスト等のイメージを損なう利用をしないこと。

（4）原則として、イラスト等の下部等適切な位置に、別表で示すイラスト等の著作権者名等のいずれかを表示すること。

（5）原則として、イラスト等の利用に際しては、別記3に定める比率及び配色に従うこと。

（6）イラスト等を利用して作成し、又は製造する物件（以下「利用物件」という。）が完成したときは、速やかに当該利用物件を町長に提出すること。ただし、利用物件の提出が困難である場合は、当該利用物件の写真等を提出すること。

（7）商品等で利用する場合は、関係法令を遵守するとともに、原則として、別記1及び別記2を組み合わせ利用すること。

2 第4条各号に掲げる承認を要しない利用をしようとする者についても、前項第3号から第5号までを遵守しなければならない。

（利用期間等）

第8条 利用者がイラスト等を利用できる期間は、原則としてあらかじめ申し出た利用期間内で、利用を開始する日から起算して3年以内の町長が承認する期間とする。

2 イラスト等を利用できる期間を経過した後もその利用を続けようとする場合は、利用者は、改めて利用承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（報告義務）

第9条 利用者は、イラスト等の利用に関する事項について、町長から資料の提出又は報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(申請内容の変更等)

第10条 利用者は、申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ、五戸町PRキャラクターイラスト等利用変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第4条の規定は、前項の承認について準用する。

3 利用者は、変更申請の承認後についても、第7条の規定を遵守しなければならない。

(利用承認の取消し等)

第11条 町長は、利用者が次の各号にいずれかに該当すると認められるときは、利用承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により利用の承認を取り消したときは、その利用者に五戸町PRキャラクターイラスト等利用承認取消通知書(様式第4号。以下「利用承認取消通知書」という。)により通知するものとする。

3 利用者は、第1項の規定により利用の承認を取り消された場合は、利用承認取消通知書の通知があった日以後、当該利用物件を利用してはならない。

4 町長は、第1項の規定により利用の承認を取り消したときは、その利用者に対し、当該利用物件の回収を求めることができる。

5 町長は、第4条の規定により利用承認を受けずにイラスト等を利用する者について、第1項各号に該当すると認めるときは、前項の規定を準用し、当該イラスト等の利用を禁止し、当該利用物件の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第12条 前条の規定により、イラスト等の利用を取り消した場合において、利用者に損害が生じても、町はその責めを負わない。

2 利用者がイラスト等の利用によって本人又は第三者に対して損害又は損失を与えた場合であっても、町は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(権利の設定の禁止)

第13条 利用者は、イラスト等について、意匠法(昭和34年法律第125号)に基づく意匠の登録、商標法(昭和34年法律第127号)に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしてはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、承認によって生じる権利又は義務を第三者に貸与、譲渡又は承継させてはならない。

(争論等の解決)

第15条 イラスト等の利用に関し、第三者との間で論争又は訴訟が生じたときは、利用者の責任と費用負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第16条 利用者のイラスト等の利用において、町に損害が生じたときは、町はその損害の賠償を請求できるものとする。

(その他の事項)

第17条 この要綱に定めるもののほか、イラスト等の利用に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (平成31年4月19日告示第39号)

この要綱は、平成31年4月19日から施行する。

附 則 (令和2年4月15日告示第54号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和2年8月17日告示第102号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表 (第7条関係)

©東京ハイジ／五戸町
©TOKIOHEIDI／Gonohe Town
©tokioheidi／Gonohe Town
©TKH／Gonohe Town